

## 議案第 4 7 号

### 四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 8 日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

#### 提案理由

令和 6 年 1 2 月の個別施設計画【公共施設】の改訂に伴う公共施設再編整備に係る時系列的な取組みの明確化を受け、今後、継続的かつ安定的な再編整備事業の推進体制を構築すべく、組織機構の見直しを行うため、本案を提案した。

## 四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例

四條畷市事務分掌条例（昭和 4 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、支所及び課」を「及び支所」に改め、「施設創生課」を削り、市民生活部の次に「施設創生部」を加える。

第 2 条中、施設創生課の項を削り、市民生活部の項の次に次のように加える。

施設創生部

公共施設等総合管理計画に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。